

## 第 4 章

### 基本目標ごとの施策の展開

---



## 1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり

### (1) こども・若者の権利の啓発

#### 現状と課題

我が国が「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することが合意されてから30年が経過しました。こども基本法においても、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指すことを目的と定めています。

近年、児童虐待やいじめの増加を背景に、「こどもの人権」という言葉を耳にする機会は増えてきましたが、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することが必要です。

#### 今後の取組

##### 1 児童の権利に関する条約等の普及啓発

こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの周知を図ります。

##### 2 人権教育・啓発の充実

こどもの発達段階に応じ、人権の意義・内容について理解を深めるとともに、適正な人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるように努めます。

また、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる人をはじめとする大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

●主な事業

| 事業名         | 担当課名        |
|-------------|-------------|
| 人権啓発事業      | 人権・同和推進課    |
| 人権・同和教育推進事業 | 学校教育課・生涯学習課 |
| 男女共同参画教育の推進 | 学校教育課・生涯学習課 |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## (2) こどもの意見表明ができる取組

## 現状と課題

すべてのこどもは生まれながらに権利の主体です。自由に意見表明し、反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。本市では、高校生議会を行い、若者の意見を聞く機会を設けていますが、こども・若者の意見を表明する機会としては不十分な状況です。

今後は、こども家庭庁が取り組んでいる、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、本市においても、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、市政に反映できる仕組みづくりを行う必要があります。

## 今後の取組

## 1 こどもの意見表明・参加に関する仕組みづくり

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、市政運営におけるこども・若者の意見表明・参加の仕組みづくりを行います。

## ●主な事業

| 事業名   | 担当課名  |
|-------|-------|
| 高校生議会 | 議会事務局 |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

### (3) 児童虐待やいじめをなくすための取組

#### 現状と課題

本市では、「嘉麻市児童虐待防止マニュアル」を作成するとともに、市内の学校や保育園・幼稚園などへ配布し早期発見に努めています。また、住民に対しても、児童虐待に関する通告義務などを定めた児童虐待防止法の趣旨を理解してもらいながら、地域全体で虐待の未然防止を図るべく、意識啓発や情報提供体制の整備を図っています。また、要保護児童対策地域協議会を通して、児童相談所、学校、幼稚園、保育園、保健福祉環境事務所、警察、民生委員・児童委員等との情報共有と連携を図り、児童虐待防止に努めています。

引き続き虐待の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

一方、いじめの認知件数は、本市では増加傾向にあります。これは、教育現場において、児童生徒一人ひとりの日々の様子を注視し、いじめの早期発見・早期対応に努めている結果であり、このことが重大事態の未然防止につながっています。

引き続き、家庭や学校において、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、子どもたちがいつでも、気軽に相談できる場所の確保が必要です。

#### 今後の取組

##### 1 児童虐待防止対策の強化

本市では、母子手帳交付を予約制にし、妊婦一人ひとりの健康状態や家庭状況をアセスメントし、伴走型支援に努めています。今後も、産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状態や養育環境の状況、育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。

また、嘉麻市こども家庭センター かま・suku(以下「こども家庭センター」という。)において、母子保健と児童福祉の連携を強化し、子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し支援に繋げていく必要があります。そのために、要保護児童対策地域協議会を構成する、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関とのネットワークの強化を図り、支援を必要とする家庭に対し適切なサービスに繋げていきます。

## 2 いじめの解消

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるよう、いじめの未然防止教育を実践するとともに、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を教職員全員が持ち、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめ問題の早期発見、早期対応を図ります。

また、いじめが判明した場合、人権に十分配慮しつつ、正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的な取り組みを進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。

### ●主な事業

| 事業名              | 担当課名   | 備考     |
|------------------|--------|--------|
| 子育て短期支援事業        | 子育て支援課 |        |
| 養育支援訪問・相談事業      | 子育て支援課 |        |
| 要保護児童対策地域協議会運営事業 | 子育て支援課 | 再掲 p ○ |
| 産後ケア事業           | 子育て支援課 | 再掲 PO  |
| いじめ問題対策推進事業      | 学校教育課  |        |

### 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## 2 こどもが健やかに育ち力づく自立できるまちづくり

### (1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援

#### 現状と課題

本市における母子保健事業においては、こども家庭センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しています。母子手帳交付時に個別に面談を行い、妊婦の健康状態や家庭環境の聞き取りを行うとともに、栄養指導を行い、妊娠期からの支援を開始し、子育て期の乳幼児健診や育児相談など、顔の見える関係で継続的に寄り添った支援を行っています。

また、学童期には、学校保健安全法に基づく、健康診断を実施するとともに、児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食の提供と給食を通じた食育を推進しています。

さらに、思春期はこどもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代のこどもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。本市でも、学校教育の中で、生命を大切にする教育やこどもの発達段階に応じた性教育等が行われており、こどもたちが健やかに思春期をおくるために、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図る必要があります。

また、若者に対しては、若年健診(対象者:20～39 歳)を実施しています。令和6年度からは、該当者への個人通知、受診者への保健指導を開始しました。健診当日には、手軽に摂取できる試食品(グラノーラ又はスムージー)を提供し、栄養士による指導を行い、若年世代の食生活習慣の改善に努めました。

現代社会においては、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校やストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。不登校児は、義務教育終了後、かわりが中断し、ひきこもりに移行する可能性もあるため、関係機関と連携し継続した支援が必要です。

## 今後の取組

### 1 母子保健事業の充実

- ・ 妊娠期から子育て期において母とこどもの心と体の健康を守るために、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、育児相談を実施するとともに、出産後の母の心身の負担軽減のための産後ケアの充実を図ります。
- ・ 乳幼児健診では、乳幼児の成長、発達の状態を明らかにし、疾病などの早期発見・早期対応に努めます。また、保護者の心身の状態や養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時に関係機関との連携を図ることで母子の健康の保持・増進に努めます。
- ・ 各種教室、健康診査、フッ素塗布時においてむし歯予防意識の向上や食生活の改善等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

### 2 学童期から思春期における保健・健康教育

- ・ 学校保健安全法に基づき、各学校において、児童生徒の健康診断の実施など、学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し適切に実施していきます。
- ・ こどもの発達段階に応じ、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身に付けさせ、中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。
- ・ 生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、児童生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習の機会を確保するよう努めます。
- ・ こどもの心身の健全な成長を支える食生活について「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の習得や給食を通して子ども自身が健康のための食事について考える「食育」を推進します。

### 3 若者の保健、健康教育

若者の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のために、若いころからバランスのとれた食生活、適度な運動、睡眠などの生活習慣の是正が重要となります。

国の第3次食育基本計画によると朝食を欠食する(「週に2～3日食べる」及び「ほとんど食べない」)若い世代の割合は、令和元年度25.8%となっています。本市が実施した朝食欠食の児童生徒は、小学1年生が9.3%・5年生が12.3%・中学2年生が15.0%(第2

次嘉麻市保健計画)と年齢とともに増加傾向にあることから、若者の食生活の改善や特定健診への受診の勧奨などの促進が必要です。特に、低出生体重児の要因の一つである妊娠前の女性(20歳、30歳代)の低体重(やせ)割合が国の割合より高くなっています。こどもの健やかな発育は、妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりと基本的な生活習慣の習得が重要であり、適正体重維持や妊娠中の喫煙や飲酒の危険性についての学習ができる機会の促進に努めます。

●主な事業

| 事業名                  | 担当課名   |
|----------------------|--------|
| 乳児家庭全戸訪問事業           | 子育て支援課 |
| 乳幼児健診事業              | 子育て支援課 |
| 育児相談事業(10ヶ月児相談)      | 子育て支援課 |
| 巡回相談事業               | 子育て支援課 |
| 離乳食教室事業              | 子育て支援課 |
| 予防接種事業               | 子育て支援課 |
| 子ども医療費支給制度           | 市民課    |
| 養育医療受給資格認定事業         | 子育て支援課 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 | 子育て支援課 |
| 学校保健事業               | 学校教育課  |
| 健康増進事業(若年健診)         | 健康課    |
| 子どもと若年世代の食習慣改善事業     | 健康課    |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## (2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援

## 現状と課題

これからの社会を生きるこどもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切であり、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。本市では、「ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり」を基本方針として、これまでも様々な教育施策に取り組んできました。

学童期のこどもが健やかに育つためには、生活の大半を過ごす学校生活の充実が必要です。そのためには、児童生徒一人ひとりの状況や教育ニーズに応じた適切な指導や支援を行う必要があります。本市では、平成23年度から1学級を30人以下とする少人数指導の実施により、個に応じたきめ細かな指導を通して学力の向上に努めてきました。また、学校以外の学習環境が整っていない状況を踏まえ、学習ボランティアを活用した嘉麻市土曜未来塾を行い、児童生徒の学力向上を図っています。

さらに、こどもたちが自ら将来の夢や憧れをもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくことができるように、発達段階に応じて将来の社会人としての基礎づくりを支援しています。また、子どもたちに社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を身に付けさせ、自立した社会人の育成を図ります。

また、昨今、こどもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題等が、全国的に深刻な問題となっています。本市では、このような子どもを取り巻く問題を解決するために、脳科学、認知科学などに基づいた「荒木式コーディネーショントレーニング」を行うことで、こども達の脳を活性化し、体力・運動能力の発達だけでなく知的能力の発達、情緒的な安定や創造性豊かな人格の形成を図る「プロジェクトK」を推進しています。これは、学校だけでなく、新生児・乳幼児期から高齢期まであらゆる世代、さらには障がい者(児)に至るまで、それぞれに対応したプログラムが用意されており、生涯スポーツ支援の要素もあります。

また、近年、ゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響によりこどもの生活環境が変化し、こどもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。しかし、読書は言葉を学び、表現力を高めるだけでなく、感性や創造力を豊かにすることにも寄与します。図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場でこどもの読書活動を推進する必要があります。

## 今後の取組

### 1 教育内容の充実

少人数指導による個に応じたきめ細かな指導や地域連携による補習学習事業、さらには9年間を見通した教育課程の編成と実施など小中一貫教育への取組等を通して、こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。

また、国際感覚を身に付けさせるための英語教育や、児童生徒の発達段階に応じた情報教育とそのためのICT環境の整備など、社会の変化に対応できる教育の充実を図ります。

さらに、対応すべき教育課題の変化に対応できるよう、嘉麻市教育研究所を中心に、教職員に対する研修に取り組みます。

### 2 キャリア教育の推進

児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、事業所及び行政機関の連携・協力のもとに、発達段階に応じた職場見学や職場体験活動など、キャリア教育を推進します。

### 3 郷土を愛するこどもの育成

ふるさと嘉麻を胸に志を持ち、社会に羽ばたくこどもたちを育成するために、地域の「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと学習」を各学校で行います。地域の教育資源や人材を活用することにより、嘉麻市のよさに気づき、地域や社会に積極的に関わるこどもの育成を目指します。

### 4 読書活動の推進

4カ月児健診に併せて赤ちゃんに絵本をプレゼントするブックスタート事業では、こどもと絵本との出会いを支援するなど、こどもの発達段階に応じた読書環境の充実を図るとともに、市立図書館と学校図書館等との連携を深め、学齢期のこどもたちの読書習慣の定着に努めます。

## ●主な事業

| 事業名                  | 担当課名    |
|----------------------|---------|
| 少人数指導推進事業            | 学校教育課   |
| 学力検証事業               | 学校教育課   |
| 学力向上サポート事業（土曜未来塾を含む） | 学校教育課   |
| キャリア教育の推進事業          | 学校教育課   |
| ボランティア活動推進事業         | 学校教育課   |
| 青少年体験活動推進事業          | 生涯学習課   |
| 読書活動推進事業             | 生涯学習課   |
| プロジェクトK 推進事業         | スポーツ推進課 |
| 郷土の歴史文化を伝える事業        | 生涯学習課   |
| 美術教育普及事業             | 生涯学習課   |
| 放課後児童健全育成事業          | こども育成課  |
| 郷土を愛する子どもの育成事業       | 学校教育課   |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## (3) 貧困の状況にあるこども等への支援

## 現状と課題

「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」では、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことを目的として、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが求められています。

令和5年度に実施した嘉麻市こどもの生活状況調査結果によれば、本市の子育て世帯の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は216.5万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合)は10.9%となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が29.5%に増加します。さらに、調査結果を見ると、世帯の経済状況や生活状況がこどもの生活面や学習面等に少なからず影響を及ぼしていることもうかがわれ、こどものその後の人生に影響を及ぼすことが懸念されます。

こどもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習の機会が失われることがないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進する必要があります。

なお、近年、こどもの貧困の分野では、ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)の増加が問題となっています。嘉麻市こどもの生活状況調査結果によると、ヤングケアラーという言葉の「内容も知っている」と回答した人は、保護者で56.4%、小学生で5.6%、中学生で17.2%となっており、認知度の低さが目立ちます。また、こどもがヤングケアラーに「あてはまる」と回答した保護者は2.9%、自らがヤングケアラーに「あてはまる」と回答したこどもは、小学生で4.7%、中学生で1.5%でした。本市では、「ヤングケアラー」の認知度が低いことが課題であり、子どもや保護者、地域住民に対して周知が必要です。また、その実態が把握できておらず、今後、その把握方法を検討し、実態把握に努めるとともに、支援が必要なこどもに対する支援が行き届くよう努める必要があります。

## 今後の取組

### 1 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、経済格差による教育格差をなくすことが重要です。本市では、誰もが、無料で参加できる「土曜未来塾」、地域ボランティアによる学習指導や体験活動などがあります。今後も引き続き、学校などを通じて、「土曜未来塾」などの参加を促進し、学力の保障に努めます。

また、教育に係る経済的な負担を軽減するために、こども家庭センターが相談の拠点として、学校やスクールソーシャルワーカーと情報を共有し、連携して必要な制度の周知を図ります。

### 2 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及びこどもたちが地域において孤立することなく生活できるように、地域での民生委員児童委員などによる見守りや各種相談窓口の周知などを行います。

また、家庭児童相談員などによる家庭訪問を行い、家庭の状況を把握し、ライフステージに合わせた支援に繋がっていきます。

### 3 保護者に対する就労の支援

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要です。就労の機会を確保するために保護者に対して、就労支援員の活用により、迅速な求職活動等、必要な指導援助を行うとともに、ハローワークとの連携により、就労プログラム参加者の就労促進を図ります。

また、就労の機会を得る可能性を拡大するための職業訓練などに繋げるなど就労の支援を行います。

### 4 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていくなどの経済的な支援は重要であることから、各制度に基づくこれらの支援に繋げ経済的負担の軽減を図ります。

## 5 ヤングケアラーの啓発と支援

本市は、「ヤングケアラー」の認知度が低いため、こどもや保護者、教職員や地域住民に対して、啓発活動を行います。また、学校等との情報共有に努め、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等と連携し、支援の充実を図ります。

### ●主な事業

| 事業名          | 担当課名     |
|--------------|----------|
| 母子栄養強化事業     | 子育て支援課   |
| 助産施設等入所費助成事業 | 子育て支援課   |
| 就学援助事業       | 学校教育課    |
| 通学等補助金事業     | 交通政策課    |
| 奨学金事業        | 学校教育課    |
| 進学準備給付金      | 生活支援課    |
| 学習支援事業       | 人権・同和対策課 |
| 民生委員児童委員事業   | 社会福祉課    |
| 生活困窮者自立支援事業  | 生活支援課    |
| 生業扶助費        | 生活支援課    |
| 就労自立給付金      | 生活支援課    |
| 就労準備支援事業     | 人権・同和対策課 |
| 生活扶助費        | 生活支援課    |
| 教育扶助         | 生活支援課    |
| 家庭相談支援事業     | 子育て支援課   |
| 養育支援訪問・相談事業  | 子育て支援課   |
| 児童手当         | こども育成課   |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |

## (4) 障がいのあるこども等への支援

## 現状と課題

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えている状況が見受けられます。そのため、障がい児及びその家族に対する支援について、障害の種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。そのため、市内に児童発達支援センターの設置や障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進が求められます。

本市では、乳幼児健診で育児相談、栄養相談、作業療法士による運動発達相談や臨床心理士による心理相談などを行い、疾病や発達の遅れなど早期発見・早期対応に努めています。

また、市内の保育所(園)・幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる幼児を早期に発見をするなど、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減に努めています。

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもの療育については、こども家庭センターで、保護者の相談を行い、ことば、運動及び心理の個別訓練事業を実施し、必要に応じて地域の児童発達支援事業所などへ繋ぎ、保護者の不安や負担の軽減に努めています。しかし痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要なこどもに対しての支援は、十分といえない状況です。

インクルーシブ教育の推進にあたっては、障がいのあるこどもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのないこどもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのあるこどもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小・中・義務教育学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本市では、障がいのあるこどもの教育に関し、随時、就学相談などに応じ、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断し、教育的ニーズと必要な支援について検討を行っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続するなど、その子の成長にとって望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

## 今後の取組

### 1 相談支援体制の充実

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。引き続きこども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所(園)・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

また、障がい児及びその家族に対する支援については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における相談支援体制整備が必要なため、児童発達支援センターの設置が必要です。

### 2 嘉麻市発達支援連携協議会の充実

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関で構成する「嘉麻市発達支援連携協議会」において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

### 3 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず様々な遊びを通してともに過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていくため、障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用し保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

### 4 幼稚園・保育所(園)・学童保育所における受け入れ体制の充実

障がいのあるこども等についても、幼稚園や保育所(園)、学童保育所への受け入れを行っています。今後も研修などを行い、職員の資質向上に努め、安心して利用できるよう、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がいのあるこども等の保育事業を円滑に実施するため、障がいのあるこども等の受け入れを行う保育所(園)に対し、必要な保育士の加配を行っています。今後も引き続き取り組むことで、障がいのあるこども等の保育活動の充実と児童福祉の増進を図ります。

## 5 障がいのある子ども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取組

幼稚園や保育所(園)、学童保育所において、障がいのあるまたは可能性がある子どもに対して、専門的な知識を有する、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が巡回し、一人ひとりに寄り添った支援及び相談対応を行っています。

また、専門職による子どもたちにあった支援方法の助言などにより、職員の知識向上や適切な支援など資質の向上を図り、保護者の相談対応も行っています。

今後も巡回相談を実施し、特に近年増加傾向にある発達障がいを含む障がいのある子ども等の発達に向けた支援の充実に取り組みます。

## 6 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

## 7 教育相談・教育支援体制の充実

特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

## 8 障害児通所支援の充実

障がいのある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実に努めます。

## 9 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等への参加を促します。併せて、特別支援教育コーディネーター連絡会において、情報共有を行い、スキルアップに努め、発達障がいや障がい種別の多様化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

## 10 教育環境の整備

特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導を行います。

また、障がいのあるこどもの就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、教育環境の整備に努めます。

### ●主な事業

| 事業名                  | 担当課名    |
|----------------------|---------|
| 巡回相談事業               | 子育て支援課  |
| 療育訓練事業               | 子育て支援課  |
| 特別支援教育推進事業           | 学校教育課   |
| 補助教員配置事業             | 学校教育課   |
| 発達支援連携協議会事業          | 子育て支援課  |
| 養育医療受給資格認定事業         | 子育て支援課  |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 | 子育て支援課  |
| 障害児童発達支援事業           | 社会福祉課   |
| プロジェクトK推進事業          | スポーツ推進課 |
| 障害児保育支援事業            | こども育成課  |
| 放課後等デイサービス事業         | 社会福祉課   |
| 児童発達支援               | 社会福祉課   |
| 日中一時支援事業             | 社会福祉課   |
| 障害児福祉手当              | 社会福祉課   |
| 在宅心身障害児福祉手当          | 社会福祉課   |
| 障害者自立支援給付事業          | 社会福祉課   |
| 障害者自立支援医療事業          | 社会福祉課   |
| 社会福祉団体等補助事業          | 社会福祉課   |
| 重度障害者医療費支給制度         | 市民課     |
| 特別児童扶養手当             | こども育成課  |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和 6 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|------------------|-------------------|
|      |                  |                   |
|      |                  |                   |

## (5) 不登校やひきこもりのこども・若者への支援

### 現状と課題

令和4年度における本市の小中学校における不登校児童生徒の割合は3.80%と、全国平均3.17%を上回っています。不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、学校やこども家庭センターなどが連携し、その要因をアセスメントし必要な支援を行うことが大切です。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう努める必要があります。

本市では、さまざまな事情で登校できない状態にある児童生徒を支援するため、嘉麻市適応指導教室「れすとぴあ」において、継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰、社会的自立のための支援や教育相談を行っています。また、生活環境などが要因で、不登校となっているこどもについては、こども家庭センターで教育相談を実施し、生活環境や生活リズムの改善を図るための、「学習等支援室」を設置し、こどもの居場所づくりを確保しています。

さらに、不登校にとどまらず、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者も存在します。誰にも相談できず孤独やストレスを感じることはないよう、そのような若者やその家族を相談支援やサポートにつなげる必要があります。

### 今後の取組

#### 1 不登校児童生徒への対応の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備するとともに、嘉麻市適応指導教室「れすとぴあ」を中心に、不登校のこどもへの支援体制の充実を図ります。

また、家庭に引きこもっている不登校児童生徒に対しては、教育相談を実施し、生活指導などを行う嘉麻市学習等支援室の充実を図り、社会的な自立を支援します。

#### 2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の整備に努めます。

また、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

●主な事業

| 事業名               | 担当課名         |
|-------------------|--------------|
| 教育相談事業            | 子育て支援課       |
| スクールソーシャルワーカー派遣事業 | 子育て支援課       |
| スクールカウンセラー派遣事業    | 学校教育課・子育て支援課 |
| 不登校対策支援事業         | 学校教育課        |
| れすとぴあ（適応指導教室）運営事業 | 学校教育課        |
| 学習等支援室            | 子育て支援課       |
| ひきこもり支援者意見交換会     | 健康課          |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## (6) 若者への就労支援（若者への自立支援）

### 現状と課題

こども大綱では、国が目指すこどもまんなか社会の具体的な姿として、20代、30代を中心とする若い世代が、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会、希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて活躍できる社会が掲げられています。

しかし、現実の社会では、新規学校卒業者が就職できない場合や就職をしても1年以内に離職する若者が増加しています。また、15～39歳を対象とした嘉麻市こども・若者の意識と生活に関する調査結果によると、結婚しない人が増えている理由のトップは「経済的な不安がある」で、結婚時の支援として「子育てにかかる費用などの経済的な支援」や「結婚生活をスタートする際の経済的支援」に次いで「雇用促進のための就労支援」となっています。

本市では、総合戦略の中で、企業誘致促進や創業支援による新たな雇用の創出等に取り組んでいますが、直接若者を対象とする就労支援策は十分とは言えません。県では、学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、様々な要因によって無業状態にある方に対して、求職活動に踏み出していただくため、「筑豊若者サポートステーション」を設置し、様々な支援を行っていますが、本市においても、若者に対するキャリア自立に向けた支援策を検討する必要があります。

### 今後の取組

#### 1 若者の雇用対策事業の検討

企業向け及び求職者向けの各種セミナーや伴走型支援、企業説明会、面接会の実施等を検討します。

#### 2 職業相談事業の検討

ハローワークと連携し、子育て世代やUIJターン移住者を新たな労働力ターゲットとした相談窓口の設置を検討します。

## ●主な事業

| 事業名                 | 担当課名       |
|---------------------|------------|
| 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業  | 人権・同和対策推進課 |
| 雇用創業事業              | 産業振興課      |
| 農業次世代人材投資事業補助金      | 農林振興課      |
| 移住・定住起業チャレンジ支援事業補助金 | 産業振興課      |
| 大型二種免許取得補助金         | 交通政策課      |
| 新婚生活支援事業            | 総合政策課      |
| 住宅扶助費               | 保護課        |
| 婚活支援事業              | 産業振興課      |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

### 3 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

#### (1) 妊娠・出産への支援

##### 現状と課題

妊娠・出産・産褥期<sup>さんじょくき</sup>の女性は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくるこどもに、家族と共に愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになります。この時期の支援は良好な親子の愛着形成を促進していくものであり、また、こどもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

本市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、こども家庭センターにおいて保健師・助産師・管理栄養士が産前・産後のからだや妊娠中の食事等について相談に応じるほか、妊娠届出時・妊娠8ヶ月前後・赤ちゃん訪問時に面談やアンケート等を実施し、妊娠・出産・子育てに関してさまざまな不安や悩みを聞き、出産や育児の見通しを立てたり、必要な情報提供を行い、適切なサービスにつなげたりと、継続的なサポートを行う(伴走型相談支援)とともに、育児用品購入等の経済的負担を軽減するために、出産・子育て応援ギフトの交付を行っています。また、助産院や自宅で、産後のお母さんの心身のケアや授乳のケア・育児相談などの助産師のケアが受けられる産後ケア事業も実施しています。

一方、従来、こどもが欲しいと望んでいるにもかかわらずこどもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっていました。令和4年度からは保険適用となっており、県では特定不妊治療と併用して全額自費で実施される先進医療に係る費用の一部助成も行っています。さらに、県では、不育症(妊娠したものの、流産・死産を2回以上繰り返す状態)の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、不育症の検査及び治療費の一部を助成しています。少子化が進む中、このようなこどもが欲しいと望んでいる夫婦に対する助成は、少子化対策としても重要です。

## 今後の取組

### 1 母子健康手帳の交付と安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

母子健康手帳交付の予約制度が定着し、交付時の面談により、顔の見える関係性・信頼関係の構築に努めています。また、妊娠期では適切な栄養摂取の大切さを理解してもらうため、管理栄養士による妊娠中の栄養指導を実施し、低出生体重児の減少に努めます。

市では妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添った支援を行っており、ほぼ全妊婦と面談をすることができています。この取組を継続しつつ、各種健診（妊婦健診、産婦健診等）の受診勧奨や情報提供などを実施することで、特に支援が必要な特定妊婦への早期の関わりなど、安心・安全な妊娠・出産に向けた支援に取り組めます。

### 2 妊婦に対する伴走型相談支援と出産育児に関する経済的支援の一体的実施

すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、引き続き、妊娠期から子育て期までの相談・支援を行う「伴走型相談支援」と出産・育児にかかる費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

また市では、出産応援ギフト・子育て応援ギフトだけではなく、出生したこどもの健やかな成長を願い、新生児を養育する方へ出産祝金を交付します。

### 3 産後ケア事業の推進

産後ケア事業は、医療機関や助産院等で、産婦の休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴指導や育児相談等を行い、子育てに悩みや不安を抱える産婦が安心して子育てできるようサポートします。

### 4 不妊・不育治療に対する助成制度の広報

県が実施する「不妊に悩む方への先進医療支援事業」や「不育症検査費・治療費助成事業」など、費用助成制度の紹介により、不妊・不育に悩む夫婦と県を繋げられるように努めます。

## ●主な事業

| 事業名                    | 担当課名   |
|------------------------|--------|
| 母子手帳交付事業               | 子育て支援課 |
| 妊婦健康診査事業               | 子育て支援課 |
| 産婦健康診査事業               | 子育て支援課 |
| 産後ケア事業                 | 子育て支援課 |
| 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援事業) | 子育て支援課 |
| 出産・子育て応援交付金事業          | こども育成課 |
| すくすくかまっこ祝金             | こども育成課 |
| 出産育児一時金                | 市民課    |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## (2) 子育てに関する情報提供・相談支援

### 現状と課題

過去においては育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられてきました。核家族化が進行する現在は親子や地域からの伝達に代わり、情報通信技術(ICT)の発達に伴うコミュニケーション手段の多様化により、SNS等での育児情報収集を容易に行うことができます。ただし、情報過多により正しい情報の判断ができず、誤った情報に惑わされるなどの危険もあります。このため子育て経験の少ない保護者は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。そこで、このような保護者がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、保護者同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

本市では、こども家庭センターにおいて子育て期の相談に応じるほか、こどもと保護者が一緒に過ごす場所として、市内3か所で地域子育て支援センター事業を実施しており、子育てについての相談や子育て支援の情報提供、季節の催し・製作、絵本の読み聞かせなどを行っています。

また、安心とゆとりを持って子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。

本市では、結婚・妊娠・出産から子育て全般に関する市の情報をまとめた「嘉麻市子育てガイドブック」を作成し、市内の就学前の子育て世帯へ配布しています。しかし、ニーズ調査において、嘉麻市からの情報を十分に受け取ることができているかたずねたところ、「そうは思わない」と回答した人が就学前児童の保護者で29.7%、小学生児童の保護者で34.9%と、いずれも「そう思う」と回答した人の割合を上回っています。今後も情報提供の充実を図るとともに、保護者自身も子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努めるよう、啓発を行う必要があります。

### 今後の取組

#### 1 子育てに関する相談や学習の場の充実

母子保健事業としての各種相談・学習事業や、こども家庭センターにおける相談等の充実を図り、子育ての相談や学習の場の充実に努めます。

## 2 親子で集える場の充実

子育て支援センターのサロンや広場など、親子で集える交流の場の充実を図るとともに、子育て支援者や団体と連携した交流の場の拡充に努めます。

また、子育て中の保護者を対象としたコミュニケーションの場と学習する機会を提供することにより、子育て中の親子が出会い、つながる場をつくり、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、親子で心身ともにリフレッシュし、子育ての不安や負担感などの解消を目指します。

## 3 子育ての仲間づくりの促進

離乳食教室や子育て支援センターでの事業の実施など、様々な機会を利用して、子育ての仲間づくりを促進します。

## 4 ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広く適宜に提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、「嘉麻市子育てガイドブック」や子育て支援センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。

また、市の公式LINEなどを活用し、SNSを利用する子育て世代に必要な情報提供や、子育て相談に繋げるなど、子育て内容の充実に努めます。

## 5 民生委員児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

### ●主な事業

| 事業名                      | 担当課名             |
|--------------------------|------------------|
| 利用者支援事業                  | こども育成課<br>子育て支援課 |
| 育児相談事業（10ヶ月児相談）          | 子育て支援課           |
| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） | こども育成課           |
| 教育相談事業                   | 子育て支援課           |
| 家庭教育支援事業                 | 生涯学習課            |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和 6 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|------------------|-------------------|
|      |                  |                   |
|      |                  |                   |

### (3) 多様な保育事業の充実

#### 現状と課題

共働きが主流となった現在において、保護者が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策などの子育て支援が必要となっています。嘉麻市では、すべての家庭が安心してこどもを産み、子育てできるような様々な子育て支援サービスを実施しています。幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育事業に加え、病児・病後児保育、一時預かり、ショートステイなどの実施により、こどもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。

本市では、平成27年2月の「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画(第一期)」策定以来、就学前児童の教育・保育事業と各種地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきましたが、引き続き、提供体制の確保と事業内容の充実に努める必要があります。

また、こどもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるといった事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

#### 今後の取組

##### 1 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを把握し、幼稚園や保育所・認定こども園における通常の保育はもとより、延長保育、一時預かり、障がい児保育、病児・病後児保育など、子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細かな保育サービスの提供を図ります。

##### 2 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした学童保育により、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

##### 3 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、託児所を可能な限り設置していますが、利用者が少ないのが現状です。イベント等開催の際には周知等に努めます。

●主な事業

| 事業名                      | 担当課名   |
|--------------------------|--------|
| 私立保育園運営事業                | こども育成課 |
| 広域保育園運営事業                | こども育成課 |
| 私立幼稚園施設型給付事業             | こども育成課 |
| 認定こども園施設型給付事業            | こども育成課 |
| 病後児保育事業                  | こども育成課 |
| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） | こども育成課 |
| 子育てのための施設等利用給付事業         | こども育成課 |
| 一時預かり保育事業                | こども育成課 |
| 私立保育園・幼稚園施設整備事業          | こども育成課 |
| 障害児保育支援事業                | こども育成課 |
| 療育訓練事業                   | 子育て支援課 |
| 延長保育事業                   | こども育成課 |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

#### (4) ひとり親家庭への支援

##### 現状と課題

近年、男女の結婚観や家族観の違いなどを理由とした離婚の増加により、ひとり親家庭、特に母子家庭が全国的に増加傾向にあります。本市においても、年によるばらつきはありますが、令和3年までの10年間の年間離婚件数の平均は73件と、比較的高い件数で推移しており、ひとり親家庭も増加していると思われます。

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親家庭が生活に困窮することは、こどもの健全な成長の観点からも問題であり、ひとり親家庭の保護者が生活の安定を図りながら、こどもの健全な成長を確保することができるよう、自立を進めることが重要です。

このため、本市においても、ひとり親家庭への対策として、自立し、安心した暮らしをおくるための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等の各種事業を実施しており、今後も気軽に相談できる体制整備を図る必要があります。

##### 今後の取組

#### 1 ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

民生委員児童委員や関係機関との連携を強化し、母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

#### 2 ひとり親家庭に対する生活支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と、そのこどもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等に関する情報提供や相談受付、事務手続等を行っていきます。

また、児童の福祉を目的に、経済的・精神的に不安定な母子家庭の母親とそのこどもが安心して生活をしていくことができるように、母子生活支援施設への入所を促し、自立のための生活支援を行います。

#### 3 ひとり親家庭に対する就業支援の充実

母子・父子自立支援員が、一人ひとりの自立に向けた支援プログラムを作成し、ハローワークと連携しながら、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。

また、就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給するなど、就労状況の改善に向けた支援を推進します。

#### 4 ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

また、養育費を受け取っているひとり親家庭の保護者の割合が少ないため、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援等の充実に取り組みます。

##### ●主な事業

| 事業名                      | 担当課名   |
|--------------------------|--------|
| ひとり親家庭等医療対策事業            | 市民課    |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業          | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | こども育成課 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定事業       | 子育て支援課 |
| 高等職業訓練促進給付金              | こども育成課 |
| 自立支援教育訓練給付金事業            | こども育成課 |
| 児童扶養手当                   | こども育成課 |

#### 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

## 4 地域全体でこどもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 現状と課題

こどもとのふれあいを大切にして、子育てと仕事を両立することは、男女を問わず推進していく必要があります。特に男性については、従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている、ワーク・ライフ・バランスが保たれたライフスタイルへの転換が求められており、子育ての喜びの実感やその責任を認識しながら、子育てに参加することが望まれます。そのためには、労働時間の短縮や、男性においても子育てのための休暇を取得しやすくするなどの職場環境づくりが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。嘉麻市男女共同参画推進条例第6条では、「仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努める」ことが事業者等の責務として定められており、市長が「嘉麻市イクボス宣言」を行い、市内事業所への働きかけを推進しているところです。

少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては人材の確保が重要な課題となっています。時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、従業員の就業の定着率が高まる傾向にあり、人材の確保へつながります。そのため、さらなる事業所への啓発が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスと合わせて、こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画の意識の醸成を図るための啓発や学校教育の推進等が必要です。

## 今後の取組

### 1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。

### 2 男女がともに仕事と子育てを両立できる基盤整備

仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、通常保育事業や学童保育所(放課後児童健全育成事業)をはじめ、病後児保育事業や各種特別保育事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

### 3 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

市が率先して市職員のワーク・ライフ・バランス実現に向け取り組みを進めるとともに、今後誰もが仕事と育児、介護、家事などの家庭生活や地域活動との調和が図れるよう、職場環境づくりの啓発に努めます。

また、「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」に基づき、一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、育児休業制度の活用などについて広報誌やホームページにおける情報提供をはじめ、商工会議所及び商工会等を通じて事業所へ男女共同参画の視点に立った意識啓発を働きかけます。

### 4 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

### 5 男女共同参画推進に関する教育や啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりが重要であり、男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が大変重要な役割を果たします。「嘉麻市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、より多くの人に趣旨や必要性について広く周知し、男女共同参画実現のための意識改革と啓発を推進するとともに、学校教育の場において、「嘉麻市男女共同参画条例学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくりの取組を進めます。

## ●主な事業

| 事業名         | 担当課名        |
|-------------|-------------|
| 男女共同参画啓発事業  | 男女共同参画推進課   |
| 男女共同参画教育の推進 | 学校教育課・生涯学習課 |

## 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |

## (2) 地域での子育てを支える仕組みづくり

### 現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような地域の人々と触れ合うことにより子育ての不安感・孤立感が軽減されていきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員等が中心となって、子育て家庭に関わりを持ち、各家庭のニーズにあった支援を行うこと、また、こども家庭センター、地域子育て支援センター、保育所(園)、幼稚園、学校、公民館などが連携し、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めることが重要です。

また、地域で子育てを支える活動は、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる家族と支える側の住民が、日頃から交流を持つておくことが必要です。さらに、日々のあいさつや、地域の各種サークル活動、祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ、高齢者をはじめ様々な世代間の交流の中で、地域における見守り体制をつくることが重要となっています。

### 今後の取組

#### 1 地域における情報提供体制の整備・充実

こども家庭センターや地域子育て支援センターをはじめとする、各種子育て関係機関、団体、関係者、学校や行政機関等が緊密に連携を取りながら、子育てや教育についての幅広い情報を届けるための体制整備・充実を図ります。

#### 2 子育て支援ネットワークの推進

民生委員児童委員、主任児童委員や地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員などの活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

### 3 地域の交流ができる場の拡充

保育所や公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地域の公民館等についても、自治会等への理解を求めながら、こどもと保護者の利用を促進します。

### 4 地域の人材の発掘・確保・連携

地域の子育て力の向上により、こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、ボランティアや子育て経験者など、地域人材の発掘・確保、育成に取り組み、地域全体で子育て支援ができるよう努めます。

### 5 地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、こどもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

#### ●主な事業

| 事業名            | 担当課名   |
|----------------|--------|
| コミュニティスクール推進事業 | 学校教育課  |
| 地域子育て支援拠点事業    | こども育成課 |
| 公民館活動活性化推進事業   | 生涯学習課  |
| 社会教育関係団体等育成事業  | 生涯学習課  |

#### 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |
|      |                |                 |

### (3) こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備

#### 現状と課題

こどもや子育て家庭が安心して毎日の生活がおくれるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般を子育てにやさしい環境に整備していくことが求められています。しかし、不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、こどもや妊産婦、こども連れの人に危険な箇所もたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、こどもたちや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

また、近年、こどもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、こどもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇したこどもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。

このような中、PTA等による防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、こどもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域のこどもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常にこどもの安全を気につけ、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

#### 今後の取組

##### 1 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、こども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置に努めます。

##### 2 こどもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

こどもや妊婦、ベビーカー利用のこども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

### 3 安全な通学路の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。

### 4 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、こどもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

### 5 地域ぐるみによる防犯活動の推進

こどもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

不審者事案が発生した場合は、防犯メールを配信し、青パト（青色回転灯装備車）を活用した地域の巡回を行うなど見守り活動を推進します。

### 6 妊婦やこども連れの人にやさしいまちづくり

市内の施設などの利用にあたって、妊婦や小さなこどもを連れた人へ、すべての市民が配慮できるようやさしいまちづくりの推進・啓発に努めます。

#### ●主な事業

| 事業名    | 担当課名  |
|--------|-------|
| 通学対策事業 | 学校教育課 |
|        |       |

#### 評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|-----------------|
|      |                |                 |

(4) こどもの居場所づくり

現状と課題

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。こうした中、こどもたちが安心して成長できる居場所をつくることはこどもの健全な発育のためにも、こどもや子育ての孤立防止のためにもとても重要となっています。

令和5年12月に国が示した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得るとし、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであるとされています。従って、居場所づくりにあたっては、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、進めることが重要です。

今後の取組

1 放課後児童対策の充実（再掲）

保護者が就業等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童については、児童保育により、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

2 多様な居場所づくり

新たなこどもの居場所づくりに努めるとともに、地域にある多様な居場所や、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってより良い居場所にしていきます。

●主な事業

| 事業名         | 担当課名   |
|-------------|--------|
| 放課後児童健全育成事業 | こども育成課 |
|             |        |

評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値<br>(令和 6 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|------------------|-------------------|
|      |                  |                   |



